

令和5年度における施策の取組状況と成果について

1 基本項目

コンセプト	4	にぎわいを創る
施策	2	市内産業が元気に活動するまち
取組みの概要		
羽村市の経済活動を支える工業・商業・農業・観光業が、それぞれの事業者の個性を大切にしながら、相乗的に発展していけるよう、市内産業の魅力向上に取り組めます。		

2 施策を構成する主要な事務事業の事後評価結果

事業名	進捗状況	妥当性	効率性 (手法)	達成度	総合評価
◎ No.91 農業委員会サポートシステムの導入	計画通り完了	A	A	A	計画通り実施
No.92 生産緑地の維持・保全	計画通り完了	A	A	A	計画通り実施

※◎は実施計画事業

3 事後評価の概要

本施策における2事業の進捗状況は「計画通り完了」、総合評価は「計画通り実施」となっている。 このことから、各事業とも大きな課題は無いものと考えられる。 No.91「農業委員会サポートシステムの導入」は、農業委員会サポートシステムの運用に係る研修に参加し、活用できる範囲を広げていくとともに、適正なデータ更新を行うこととしている。 No.92「生産緑地の維持・保全」は、生産緑地(農地)の維持・保全や農業経営が安定的に継続できるよう、生産緑地の追加指定の募集を行い、指定後30年が経過する生産緑地については特定生産緑地への指定の手続きを行っていくこととしている。

4 外部評価委員会からの意見等

--

1.基本項目	作成部署	産業環境部	産業振興課
事業名	実施期間	事業種別	運営手法
農業委員会サポートシステムの導入	今年度限り	自治事務(市独自)	業務委託(一部)
連携部署	情報政策課、都市計画課	実施計画No	41
コンセプト	4 にぎわいを創る		
施策	2 市内産業が元気に活動するまち		
方向性	1 継続的な操業や立地の支援		

2.事業の概要

事業概要	農業従事者等の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、農業委員会サポートシステムを導入し、農地台帳のWeb上での公開や農地法に係る手続きのオンライン化を行います。
根拠法令	農地法、農業委員会等に関する法律
条例	—
要綱等	—

3.実施計画

Plan【計画】	令和5年度(当初)	過年度実績 令和4年度
事業内容 事業量等	・農業委員会サポートシステムの導入・運用	令和5年度新規事業

4.投入指標(成果の達成、及び活動するために投入する資源【ヒト・モノ・カネ】)

①年間業務時間(人件費の目安) 【事務執行に要する人数と1人当たりの年間業務時間】

職層・職種別	令和5年度(当初)	令和4年度(実績)	令和5年度積算根拠
	人数	概算時間	人数
係長職	1 人	100 H	— 人
主事・主任職	1 人	20 H	— 人

②事業費

事業費の内訳 (単位:千円)	令和5年度(当初)	令和4年度(実績)	増減
事業費	2,789	—	2,789
人件費(係長職)	455	—	455
人件費(主任・主事職)	60	—	60
総事業費(合計)	3,304	—	3,304
国庫支出金	0	—	0
都支出金	0	—	0
市債	0	—	0
その他特定財源	0	—	0
一般財源(人件費含む)	3,304	—	3,304
財源内訳(合計)	3,304	—	3,304

③コスト計算

ア 市民 54,386 人における1人あたりのコストは、 61 円 (令和5年4月1日現在人口)

イ 対象者 人における1人あたりのコストは、 円

※ 対象者:

ウ 成果(物) の 出来高 あたりのコストは 円

Do【実行】

5.実施結果

☒ 計画通り完了
 ☐ 計画を見直し完了
 ☐ 遅延
 ☐ 中断

①指示事項(令和5年5月22日付「令和5年4月総合調整会議を踏まえた指示事項」)

無 ☒	有 ☐	指示事項
		—

②活動実績

農業委員会サポートシステムについて、東京都等と調整し、仕様書を作成した。
 導入に当たっては、都補助事業である「農業委員会デジタル化推進事業費補助金」の申請を行うなど準備を進め、9月に事業者と業務委託契約を締結した。
 令和6年3月に農業委員会サポートシステムの導入を完了し、運用を開始した。

③投入実績

決算の内訳(単位:千円)	予算額(当初)	補正・流用額	予算額(最終)	決算額	執行率
事業費	2,789	0	2,789	2,442	87.6%

年間業務時間(人件費の目安)	当初計画		実績	
	人数	概算時間	人数	概算時間
係長職	1人	100 H	1人	100 H
主事・主任職	1人	20 H	1人	20 H

④事業量(活動量)

実施計画	今年度実績
○農業委員会サポートシステムの導入・運用	⇒ ○農業委員会サポートシステムの導入・運用 ・8月 仕様書作成 ・9月 事業者決定、事業着手 ・3月 事業完了、運用開始

Check【評価】**6.事業の評価**

項 目		評価視点	評価評点
妥 当 性	市が実施(関与)することの妥当性	公共性や公平性、国や東京都、民間事業者が提供するサービスとの重複や競合などの観点から、市が実施(関与)することは妥当か。	A
	農業委員会サポートシステムは、農業委員会が農地法に定められている法定業務を行うためのシステムであり、市が実施することは妥当である。		
	事業・対象の妥当性	事業や事業の利用者・対象者は、市民ニーズ(需要)や社会経済情勢に合っているか。	
	国において行政手続きのオンライン化が進められており、システムの導入により市民や事業者がインターネットから届出を行えるようになることから、市民ニーズや社会情勢に適合している。		
効 率 性 (手 法)	事業の効率性	デジタル化や人員の見直し、業務の進め方・手続きの簡略化などにより、効率的に業務を行っているか。また、民間委託や指定管理者制度の導入など実施主体の見直しや、さらなる活用はできないか。	A
	これまでエクセルで管理していた農地台帳について、システムで管理することによりデジタル化が進み、業務の効率化を図ることができた。		
	負担割合の適正性	補助・助成金事業や市単独の扶助費における市の負担(補助)割合は適切か。また、受益者負担を求める事業において、受益者負担の設定は適切か(新たに受益者負担を求めることはできないか)。※該当する場合のみ記入	
	該当なし。		
達 成 度	目標の達成度	単年度における事業量(活動量)が達成できたか。	A
	都補助金の交付を受けて財源を確保しながら事業を進め、当初の計画通りに農業委員会サポートシステムを導入することができた。なお、システムの導入に当たっては、競争入札により事業者を決定しており、予定よりも安価な金額で、計画していたシステムを導入することができた。		

7.本事業の総合評価

総合評価	評価理由
計画通り実施	農業委員会サポートシステムの導入により、業務の効率化や市民の利便性が向上するなどの効果があったことから、有効な事業であったと評価している。

Action【改善】**8.総合評価を踏まえた今後の方向性****【改善点及び、今後の取組方針】**

農業委員会サポートシステムの運用に係る研修に参加し、活用できる範囲を広げていくとともに、適正なデータ更新を行う。

1.基本項目		作成部署	まちづくり部		都市計画課	
事業名			実施期間	事業種別	運営手法	実施計画No
生産緑地の維持・保全			継続	自治事務	直営	—
連携部署	産業振興課、課税課					
コンセプト	4 にぎわいを創る					
施策	2 市内産業が元気に活動するまち					
方向性	1 継続的な操業や立地の支援					

2.事業の概要

事業概要	生産緑地(農地)の維持・保全や農業経営が安定的に継続できるよう、生産緑地の追加指定及び指定後30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定します。
根拠法令	生産緑地法、都市計画法
条例	—
要綱等	羽村市生産緑地地区指定基準

3.実施計画

Plan【計画】	令和5年度(当初)	過年度実績
		令和4年度
事業内容 事業量等	- 生産緑地の新規追加及び削除の都市計画変更手続き - 特定生産緑地の指定公示手続き - 生産緑地の肥培管理の状況確認パトロール(3回) - 肥培管理が不適切な生産緑地所有者への改善指導(逐次)	平成4年の指定から30年を迎える生産緑地について都市計画審議会で意見聴取を行い、126地区、24haの生産緑地を特定生産緑地に指定した。 また、令和5年度の特定生産緑地の指定に向けて、3月に指定申請の受付を行い、13地区、1haの申請を受け付けた。 ・令和4年8月、都市計画審議会の開催(特定生産緑地の指定についての意見聴取) 1回 ・特定生産緑地の指定 126地区、24ha ・令和5年3月、特定生産緑地の指定申請受付 13地区、1haの申請

4.投入指標(成果の達成、及び活動するために投入する資源【ヒト・モノ・カネ】)

①年間業務時間(人件費の目安) 【事務執行に要する人数と1人当たりの年間業務時間】

職層・職種別	令和5年度(当初)		令和4年度(実績)		令和5年度積算根拠
	人数	概算時間	人数	概算時間	
係長職	1人	30H	1人	100H	生産緑地・特定生産緑地、相談・受付事務60H 資料作成事務20H 都市計画審議会对応10H
主事・主任職	1人	60H	1人	80H	

②事業費

事業費の内訳(単位:千円)		令和5年度(当初)	令和4年度(実績)	増減
事業費		198	99	99
人件費(係長職)		137	432	-295
人件費(主任・主事職)		180	249	-69
総事業費(合計)		515	780	-265
国庫支出金		0	0	0
都支出金		0	0	0
市債		0	0	0
その他特定財源		0	0	0
一般財源(人件費含む)		515	780	-265
財源内訳(合計)		515	780	-265

③コスト計算

ア 市民 54,386 人における1人あたりのコストは、 9 円 (令和5年4月1日現在人口)

イ 対象者 157 人における1人あたりのコストは、 3,280 円

※ 対象者: 生産緑地地区所有者数

ウ 成果(物) の 出来高 6 あたりのコストは 円

Do【実行】

5.実施結果

☒ 計画通り完了
 ☐ 計画を見直し完了
 ☐ 遅延
 ☐ 中断

①指示事項(令和5年5月22日付「令和5年4月総合調整会議を踏まえた指示事項」)

無 ☒	有 ☐	指示事項
		—

②活動実績

都市計画法に基づき、令和4年3月から令和5年3月までの約1年間に行方制限が解除となった生産緑地地区の削除(14地区約1.40ha)に関して、都市計画変更手続きを実施した。
 生産緑地法に基づき、都市農地の保全を図るため、平成5年及び平成7年の生産緑地指定から30年を迎える農地のうち、13地区、1.07haを特定生産緑地に指定し公示を行った。
 生産緑地の肥培管理の状況確認パトロールを行い、肥培管理が不適切な生産緑地所有者への改善指導を実施した。

③投入実績

決算の内訳(単位:千円)	予算額(当初)	補正・流用額	予算額(最終)	決算額	執行率
事業費	198	0	198	99	50.0%

年間業務時間(人件費の目安)	当初計画		実績	
	人数	概算時間	人数	概算時間
係長職	1人	30 H	1人	30 H
主事・主任職	1人	60 H	1人	60 H

④事業量(活動量)

実施計画	今年度実績
○生産緑地の新規追加及び削除の都市計画変更手続き 14地区約1.40ha ○特定生産緑地の指定公示手続き 13地区1.07ha ○生産緑地の肥培管理の状況確認パトロール 3回 ○肥培管理が不適切な生産緑地所有者への改善指導(逐次)	○生産緑地の削除の都市計画変更手続き 14地区約1.40ha ○特定生産緑地の指定公示手続き 13地区1.07ha ○生産緑地の肥培管理の状況確認パトロール 3回 ○肥培管理が不適切な生産緑地所有者への改善指導(逐次)



Check【評価】

6.事業の評価

項 目		評価視点	評価評点
妥 当 性	市が実施(関与)することの妥当性	公共性や公平性、国や東京都、民間事業者が提供するサービスとの重複や競合などの観点から、市が実施(関与)することは妥当か。	A
	生産緑地の削除の都市計画変更については、都市計画法に基づく事業である。また、生産緑地(農地)の維持・保全及び特定生産緑地の指定については、生産緑地法に基づく事業であるため、市が実施することは妥当である。		
	事業・対象の妥当性	事業や事業の利用者・対象者は、市民ニーズ(需要)や社会経済情勢に合っているか。	
	生産緑地(農地)の維持・保全及び特定生産緑地の指定は、農業経営の安定的な継続、農地としての機能保全を図ることを目的にしており、市内農業の持続・発展や、良好な都市環境の形成に資する事業であるため、ニーズに適合している。		
効 率 性 (手 法)	事業の効率性	デジタル化や人員の見直し、業務の進め方・手続きの簡略化などにより、効率的に業務を行っているか。また、民間委託や指定管理者制度の導入など実施主体の見直しや、さらなる活用はできないか。	A
	特定生産緑地の指定について、平成5年(12件)及び平成7年(1件)の生産緑地指定から30年を迎える農地を1回にまとめて指定の公示を行った。 また、生産緑地地区の変更(削除)の審議と特定生産緑地の指定の意見聴取について、開催方法を工夫することで、都市計画審議会を1回にまとめて開催するなど、効率的に事業を実施した。		
	負担割合の適正性	補助・助成金事業や市単独の扶助費における市の負担(補助)割合は適切か。また、受益者負担を求める事業において、受益者負担の設定は適切か(新たに受益者負担を求めることはできないか)。※該当する場合のみ記入	
	該当なし。		
達 成 度	目標の達成度	単年度における事業量(活動量)が達成できたか。	A
	生産緑地の削除の都市計画変更手続きと特定生産緑地の指定公示手続きについて、手法を工夫するなど効率的に計画した事業を実施することができた。 また、農地として適正に利用されているか確認するために、生産緑地の状況確認パトロールを行い、管理不十分な所有者に改善指導を実施できた。		

7.本事業の総合評価

総合評価	評価理由
計画通り実施	生産緑地(農地)の維持・保全及び特定生産緑地の指定は、農業経営の安定的な継続、農地としての機能保全を図ることを目的にしており、市内農業の持続・発展に有効性の高い事業であった。

Action【改善】

8.総合評価を踏まえた今後の方向性

【改善点及び、今後の取組方針】

引き続き、生産緑地(農地)の維持・保全や農業経営が安定的に継続できるよう、生産緑地の追加指定の募集を行い、指定後30年が経過する生産緑地については特定生産緑地への指定の手続きを行っていく。